

令和7年度「千葉県障害児等療育支援事業」実施事業者 募集要領

令和7年3月

千葉県健康福祉部障害福祉事業課

千葉県では、在宅の障害児等の療育を支援するため、令和7年度千葉県障害児等療育支援事業を実施します。

つきましては、本事業の受託を希望する法人は、別添の「千葉県障害児等療育支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」及び本募集要領に基づき、所定の期限内に実施協議の申請手続をされますようお願いいたします。

1 募集対象となる事業者

（1）事業所の範囲

実施要綱第4条に基づく事業所となります。主な範囲については、次のとおり。

- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センター
- その他障害福祉に関する事業を実施している法人の事業所

（2）人員及び設備に関する留意事項

ア 療育相談支援事業に係る事項

- 実施要綱第5条（1）ア、ウに規定する「その他療育に関する専門家として障害福祉事業課が適当と認めた者」は、「児童福祉事業で5年以上の実務経験を有する者」とする。ただし、18歳になるまでに発生した療育に関する問題で困っている者に対して支援を行う場合については、障害福祉に関する事業で5年以上の実務経験を有する者でも可。
- 相談に適切な相談室を有していること。

イ 療育支援事業に係る事項

- 実施要綱第5条（1）イ、エ以外に規定する資格は、「国家資格である社会

福祉士、精神保健福祉士、保健師及び看護師、公認心理師」、「指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関において児童指導員または保育士として3年以上の実務経験を有する者」、「臨床発達心理士及び特別支援教育コーディネーターを務めた者」とする。ただし、18歳になるまでに発生した療育に関する問題で困っている者に対して支援を行う場合については、障害福祉に関する事業で5年以上の実務経験を有する者でも可。

- 指導に適切な支援室を有していること。

ウ 施設支援指導事業に係る事項

- 実施要綱第5条（1）オ以外に規定する資格は「国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士、保健師及び看護師、公認心理師」、「指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設及び指定発達支援医療機関において児童指導員または保育士として3年以上の実務経験を有する者」、「臨床発達心理士及び特別支援教育コーディネーターを務めた者」とする。ただし、18歳になるまでに発生した療育に関する問題で困っている者に対して支援を行う場合については、障害福祉に関する事業で5年以上の実務経験を有する者でも可。
- 障害児等の保育を行う保育所等の複数の職員に対し、療育に関する技術の指導を行うこと。

2 事業の対象者

千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く）の在宅障害児等及びその家族とします。

具体的には、主に、18歳未満で療育に関する問題で困っている者又は18歳になるまでに発生した療育に関する問題で困っている者を想定しています。

なお、本事業の利用に当たっては、特に療育手帳等の有無は問いません。

3 事業費及び利用回数

（1）委託料の単価は以下のとおりです。

- ① 訪問療育相談支援事業 1件につき 4,433円

(うち消費税額及び地方消費税額 4 0 3 円)

② 訪問療育支援事業 1 件につき 6,2 5 9 円

(うち消費税額及び地方消費税額 5 6 9 円)

③ 外来療育相談支援事業 1 件につき 1,6 1 7 円

(うち消費税額及び地方消費税額 1 4 7 円)

④ 外来療育支援事業

(個別) 1 件につき 2,5 3 0 円

(うち消費税額及び地方消費税額 2 3 0 円)

(集団) 1 件につき 7,5 9 0 円

(うち消費税額及び地方消費税額 6 9 0 円)

⑤ 施設支援指導事業

(4 時間以上) 1 件につき 1 7,7 1 0 円

(うち消費税額及び地方消費税額 1,6 1 0 円)

(4 時間未満) 1 件につき 8,8 5 5 円

(うち消費税額及び地方消費税額 8 0 5 円)

(2) 実施要綱第 8 条に基づく利用者の年間利用回数の上限については、原則、以下のとおりです。

① 訪問療育相談支援事業 1 人につき 4 回

② 訪問療育支援事業 1 人につき 5 回

③ 外来療育相談支援事業 1 人につき 2 回

④ 外来療育支援事業

(個別) 1 人につき 5 回

(集団) 1 人につき 5 回

⑤ 施設支援指導事業 1 施設につき 4 回 (学校は 2 回)

※ 施設支援指導事業で支援時間が 4 時間未満の場合は、0. 5 回でカウントします。

※ 上記の①～⑤の回数の範囲内での支援が困難である場合、実施協議書において事前に協議することとし、協議できる回数は、最大 1 2 回までとします。

※ 協議の結果、件数の変更を行うことがあります。

(3) 各事業所においては、実施協議の件数の範囲内で実施してください。

なお、協議した回数をやむを得ず超えた場合であっても、決定協議額の範囲内で事業を実施することを可とします。

4 事業別の留意事項

(1) 訪問及び外来療育相談支援事業について

- 対象は、障害児等及び保護者です。
- 訪問相談は在宅において、外来相談は事業所において、それぞれ原則 1 時間以上の支援を行うものとします。
- 公設の事業所は受託できません。
- 市町村から相談支援事業を委託されている事業所については、受託市町村在住の方の相談はできません。
- 外来療育相談支援事業について、支援対象者の状況等により対面の支援が難しい場合は、Zoom 等のオンラインミーティングサービスの使用を可とします。ただし、電話や LINE 等の SNS の使用は不可です。
- 当該法人が実施している障害児等療育支援事業以外の事業の利用者からの相談及びその利用に関する相談は、相談件数として計上できません。(短期入所や障害児通所支援の利用登録者、実習生についても同じ。)
- 当該法人の利用者が退所した場合のうち、退所時加算が認められるものについては、退所後 30 日以内に係る相談は相談件数として計上できません。
- 一日に、同じ利用者に対して複数回支援を実施した場合でも、原則として 1 件とします。

(2) 訪問療育支援事業について

- 対象は、障害児等です。
- 在宅において、原則 1 時間以上の支援を行うものとします。

なお、長期入院者など、一時的に医療機関が居住地となっている場合は在宅とみなします。

- 訪問療育支援を行った際に相談を受けた場合であっても、同一日に同一対象者に対して「訪問療育支援」と「訪問療育相談」を請求できません。
- 診療報酬が発生するような行為は、療育支援事業で計上できません。
- 一日に、同じ利用者に対して複数回支援を実施した場合でも、原則として1件とします。

(3) 外来療育支援事業について

- 対象は、障害児等です。
- 事業所等において、原則1時間以上の支援を行うものとします。
- 外来療育支援を行った際に相談を受けた場合であっても、同一日に同一対象者に対して「外来療育支援」と「外来療育相談」を請求できません。
- 診療報酬が発生するような行為は、療育支援事業で計上できません。
- 個別療育は、3人以内の療育支援とします。
- 集団療育は、4人以上の療育支援とします。
- 一日に、同じ利用者に対して複数回支援を実施した場合でも、原則として1件とします。

(4) 施設支援指導事業について

- 対象は、療育を直接行う施設等の複数の職員とします。
- 保育所等の「等」は幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ、児童養護施設、特別支援学校、小・中学校、中学校、高等学校等とします。
- 同一法人内（公設事業所においては、同一地方公共団体が設置する機関）の施設支援指導は計上できません。
- 療育を実施していない施設への支援は計上できません。
- 障害児等療育支援事業の施設支援指導を受託している事業所で、保育所等訪問支援の事業指定を受けている事業所では、同一日の同一スタッフに対する「障害児等療育支援事業の施設支援指導」と「保育所等訪問支援の訪問先施設スタッフに対する支援」は評価目的が重複することから、「障害児等療育支援事業の施設支援指導」で委託料を計上する時は、「保育所等訪問支援」の介護報酬を算定することはできません。

若しくは「保育所等訪問支援」の介護報酬を算定する場合は、「障害児等療育支援事業の施設支援指導」の委託料に計上することはできません。

5 その他の留意事項

- 利用者の支援に当たり法定サービスを提供する事業所又は医療機関において同様のサービスを受けられる場合、その旨を利用者に説明し、必要に応じてこれらの機関を利用できるように努めてください。
- 委託料請求書及び記録票（報告様式）は、各四半期終了の翌月10日までに県へ提出してください。
- 協議した回数を超えて事業を実施した場合は、決定協議額の範囲内で、第4四半期分と併せて委託料請求書を作成し、県に提出してください。
- 法定サービスを実施する事業所において外来療育支援事業または外来療育相談支援事業を実施する場合は、法定サービスにおける人員基準や設備基準等に抵触しない範囲で支援を実施してください。

6 契約等の流れ

内容	流れ	説明
実施協議	法人→県	本要領に基づき実施協議書を県へ提出。
審査	県	実施協議書等により実績及び職員配置、相談設備等の内容を審査のうえ、委託可否を決定。予算の範囲内で年間予定額を決定し、その4分の3の額の範囲内で当初協議額を決定。
決定通知	県→法人	委託の可否決定後、決定した法人等に決定通知を送付。（令和7年3月）
契約通知	県→法人	令和7年4月1日付けで、本委託事業の契約に係る通知及び契約書を送付。
契約事務	法人→県	契約内容等に同意のうえ、契約書に押印し、契約書2部を県へ送付。

契約締結	県→法人	契約書に押印し、1部契約書を返送
請求	法人→県	委託料請求書及び記録票（報告様式）を各四半期終了の翌月10日までに県へ提出。
支払	県→法人	委託料を指定口座に振り込み。
第2四半期終了後（10月上旬頃）		
実施再協議	法人→県	実施再協議書を県に提出。
審査	県	実施再協議書により第2四半期までの実績等を審査の上、予算額の範囲内で協議額を変更する。
協議額決定 通知	県→法人	法人等に決定通知。
以後、請求・支払は第2四半期までと同様に行う。		

7 申請手続等

本事業の受託を希望する場合は、下記により事業実施協議書を提出してください。

（1）提出期限 令和7年3月21日（金）必着

（2）提出先 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部 障害福祉事業課 療育支援班 宛て

※封筒に「障害児等療育支援事業実施協議書在中」と朱書きしてください。

（3）提出書類

ア 令和7年度千葉県障害児等療育支援事業実施協議書（様式1-1）

イ 平面図（任意様式）

※外来療育相談支援事業を協議する場合は相談室の位置が分かるもの、外来療育支援事業を協議する場合は支援室の位置が分かるもの。

ウ 相談支援従事者初任者研修修了証書（写し）

※訪問・外来療育相談支援事業を協議する場合のみ

エ 相談支援従事者現任研修修了証書（写し）

※訪問・外来療育相談支援事業を協議する場合のみ

※初任者研修修了後、5年以上経過している者を配置する場合のみ（現に有効期限内の修了

証書に限る)

エ 資格証(写し)又は経歴書

※訪問・外来療育支援事業又は施設支援指導事業を協議する場合のみ

※経歴書は特別支援教育コーディネーターを配置する場合のみ

オ 実務経験証明書(参考様式1)

※訪問・外来療育相談支援事業において相談支援専門員、児童福祉事業で実務経験を有する者、障害福祉に関する事業で実務経験を有する者を配置する場合

※訪問・外来療育支援事業又は施設支援指導事業において実務経験を有する保育士又は児童指導員を配置する場合、障害福祉に関する事業で実務経験を有する者を配置する場合

カ 令和7年度千葉県障害児等療育支援事業実施見込(様式1-2)

キ 実施事業所の現状について(様式1-3)

※様式1-3においては、施設支援指導事業を協議する場合のみ

(4) 補足説明

ア 委託予定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

イ 実施協議の内容、過去の実績や圏域ごとの配置を考慮し、委託事業所の選定を行いますので、審査の結果、委託されない場合もあります。

ウ 当事業は予算の範囲内で行います。実施協議における委託見込額(各事業所の委託見込額の合計額)が予算額を超える場合は、各事業所の委託件数を変更することがあります。

エ 実施協議をふまえ、年間予定額を決定し、その4分の3の額の範囲内で当初協議額を決定します。その後、第2四半期までの実績に基づいて提出された実施再協議により、予算額の範囲内で協議額を変更決定します。

<添付資料>

○ 千葉県障害児等療育支援事業実施要綱